建築物石綿含有建材調査者講習（一般）
修了試験

合格は、受験した各科目の得点が、各科目の配点の４０パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の６０パーセント以上である場合とする。

科　目　１　　建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識　１

（1）建築物石綿含有建材調査に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。

２．建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の３種類がある。

３．1975（昭和 50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を５重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。

４．事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3 年間保存しなければならない。

（2）「石綿の定義、種類、特性」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。

２．厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト」と定義している。

３．アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。

４．レベル１の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

（3）「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.細気管支」→「6.肺胞」である。

２．粉じんの吸入約１年後の肺内の残留率は、非喫煙者では約 10%であるのに対して、喫煙者では、約 20%になるとの報告がある。

３．中皮腫は、他の疾患に比べ石綿ばく露との因果関係が非常に強く、最も潜伏期間が長いことが知られている。

４．石綿等を取り扱う工場等の敷地境界における石綿粉じん濃度は、大気汚染防止法において、規制基準として、10 f / L が定められている。

（4）「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100 名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。

2．建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの３種類である。

3．中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。

4．複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、子供が長く滞在する建築物は優先順位が最も高い。

科　目　2　　建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識　2

（1）「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．大気汚染防止法は、大気汚染に関して、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、生活環境を保全することを目的に 1968（昭和 43）年に制定された。

イ．大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。

ウ．解体等工事が平成 18（2006)年９月１日以降に工事着手した建築物の解体、改修等の建設工事に該当する場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要とする。

エ．大気汚染防止法において、特定粉じん排出等作業実施届出の届出者は、元請業者又は自主施工者である。

１．ア・ウ　　２．ア・エ　　３．ウ・エ　　４．イ・ウ

（2）「下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。選択肢１、２、３、４は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する単語を示したものである。単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

石綿有無の実態 ＼ 調査時の判定	ア	イ
石綿ありと判定	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	×見落としのある調査結果 ・ ウ ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	×見落としのある調査結果 ・ エ ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

1　ア)石綿なし　　イ）石綿あり　　ウ)必要な対策　　エ)断続的な健康障害

2　ア）石綿あり　イ）石綿なし　ウ)不要な対策　エ)継続的な健康障害
3　ア)石綿あり　イ）石綿なし　ウ)必要な対策　エ)断続的な健康障害
4　ア）石綿なし　イ）石綿あり　ウ)不要な対策　エ)継続的な健康障害

（3）「石綿含有建材調査者」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．石綿含有建材調査者は、意図的に事実に反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない

イ．解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者又は石綿作業主任者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。

ウ．石綿の含有状態の判断が困難な場合は、適切な試料採取と精確な分析評価を実施しなければならない。

エ．調査において、石綿含有建材調査者は、自らの石綿ばく露に注意することはいうまでもないが、共用中の建築物内部の生活者、労働者等の石綿ばく露を回避・低減するための十分な配慮も必要である。

1．ア・ウ　2．ア・エ　3．ウ・エ　4．イ・ウ

（4）「事前調査の具体的手順の例」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．事前調査とは、工事前に石綿含有の有無を調査することをいう。調査は石綿含有無しの証明を行うことを目的とし、その証明ができない場合は分析調査を行うか、「石綿なし」とみなすことが基本となる。

2．事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。

3．書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で製品の表示等の現物確認により含有とみなして判定することもできる。

4．目視調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する

科　目　3　　石綿含有建材の建築図面調査

（1）「建築一般」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．建築基準法において、劇場、映画館または演芸場の用途に供するもので、主階が１階にないものは耐火建築物としなければならない。

２．建築基準法では、耐火建築物の階によって要求される耐火性能が異なる。

３．建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「5 以上で 14 以内の階」における「床」の要求耐火性能は、「3 時間」である。

４．建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「30 分間」である。

（2）「建築一般」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。

イ．建築基準法で定められている「竪穴区画」について、1969（昭和 44）年以降、５層以上の竪穴には、竪穴区画が必要となった。

ウ．建築基準法において、面積区画、高層区画、竪穴区画と接する外壁は、接する部分を含み 30cm 以上の部分を耐火構造または準耐火構造としなければならない。

エ．不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、20 分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

１．ア・ウ　　２．ア・エ　　３．ウ・エ　　４．イ・ウ

（3）「建築設備」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。

イ．電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第一種」を使用することが多くみられる。

ウ．レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。

エ．空調設備において、冷温水を使って空調する方式のうち、ファンコイルユニットでは、ファンコイル設置の場所の壁に吹付け石綿は施工されていない。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

（4）「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1．スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル１に該当せず、飛散性は無い。

2．石綿含有吹付けロックウール（湿式）は比重が小さく柔らかいので、吸音（遮音ではない）を目的とした吹付け石綿に使用されていると推測できる。

3．石綿含有吹付けロックウールの「乾式吹付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「バーミキュライト」と「水」である。

4．耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.3 以上(耐火の場合)である。

（5）「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．1954（昭和 29 年）以前も石綿含有材が使用されている可能性あるので、石綿無含有と判定することは危険である。

2．人工軽量骨材であるバーミキュライトは、一般的にはバーミキュライト（雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物）を高温（800～1,200℃）で焼成し、膨張（5～20 倍）させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は 0.08～0.4 である。

3．アメリカモンタナ州リビー鉱山(1990 年に操業停止)産バーミキュライトは、石綿には定義されていないが、アモサイトに近いウィンチャイト、リヒテライトという角閃石系の繊維状鉱物を含有しており、健康障害が報告されているため、注意する必要がある。

4．昭和 30 年代後半から 50 年代にかけて建築されたＲＣ構造集合住宅の室内の天井は直天井が多く、パーライトを骨材とした吹付けで仕上げられていた。

（6）「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。

2．石綿含有耐火被覆板は、1963 年（昭和 38 年）ころから使用され、工場にてアモサイトなどの石綿を基材としてセメントと水とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのものが製造された。

3．けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル３の建材で、厚さは６・８・12mm などと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。

4．屋根用折板石綿断熱材のち、石綿フェルトについては、折板の幅に合わせて製造され、工場で折板に接着されるもの、建設現場にて接着されるものがあった。

（7）「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．レベル３の石綿含有建材は事業用の建築物だけでなく、一戸建て住宅等などにも幅広く使われている。

２．軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。

３．調査対象建築物の施工時期がわかってもレベル３の石綿含有建材を推定することはできない。

４．事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

（8）「石綿含有建材」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．レベル３の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961 年から 1987 年である。

イ．レベル３の石綿含有建材のうち、石綿含有スレート波板（小波）の製造時期は、1918 年から 1987 年である。

ウ．「ａマーク」の表示は、通常は製品１枚に１か所なので「ａマーク」があれば“石綿あり”といえ、なければ“石綿無し”といえる。

エ．石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

１．ア・ウ　　２．ア・エ　　３．ウ・エ　　４．イ・ウ

（9）「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

１．石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。

２．石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。

３．せっこうボードのうち、昭和 45 年 から昭和 61 年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。

４．石綿含有壁紙は、建築基準法に基づく内装制限がかかる避難階段、通路、エレベーターホール等の壁面や天井などに使用されている。

(10)「石綿含有建材」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．石綿含有ルーフィングは、目視では、石綿が含有されているか否かの識別は極めて困難である。
2．石綿セメント管は、主に上下水道管に使用された。
3．石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。
4．建築用仕上塗材には、吹付け材と称されていた時期もあるなど、飛散性の極めて高い仕上げ材料であり、吹付け石綿等と同様の維持管理と対策が求められる。

(11)「書面調査の実施要領」に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。
1．石綿調査の第１段階は、試料採取および分析から始まる。
2．設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らない。
3．書面調査で石綿等の使用状況が把握できた場合は、目視調査を実施せず書面調査を以て調査を終了することができる。【2006（平成 18）年９月の石綿等の製造等禁止以降に着工した建築物等を除く】
4．書面調査における、「書面調査結果整理」とは、仕様書、設計図、構造計算書、対策記録等を確認することである。

(12)「図面の種類と読み方」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。
ア．建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、平面図、断面図、矩計図、天井伏図などにある。
イ．複数回、建築物所有者が変わっている建築物の場合でも、建築物売買の際に建築図面が必要となるため、建築図面が紛失されているケースはほとんどない。
ウ．建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明が必要である。
エ．内部仕上表には、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材も記載されている。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

(13)「石綿含有建材情報の入手方法」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。
1．実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
2．石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。

3．「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。

4．国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

(14)「書面調査結果の整理」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．書面調査結果の整理は、「1.石綿含有建材等の建材をリストアップし」、「2.動線計画を立てる」という２点を主な作業として行っていく。

2．使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。

3．必要に応じて、石綿データベース等により当該建材の特徴等を調べて、「整合性の確認表」に記入しておくことも目視調査の際に有効である。

4．建築図面が全くない場合は、目視調査に記録用紙を持参し、各階を目視の上、各階の概略平面図を作成する。

科　目　4　　目視調査の実際と留意点

（1）「目視調査の流れ」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．石綿含有建材調査者は、改修や解体工事のための事前調査や建築物などの適正な維持管理のための建築物調査を担うこととなるが、調査の手法や装備などは調査の目的によって異なる。

2．改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。

3．調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。

4．建築物を調査する際には、書面調査の結果がある場合はそれに基づき、一方書面調査で実施できなかった場合には目視調査時に建築物の概況を把握し、それぞれの場合に応じて、各個室などの建材使用状況を確認する。

（2）「事前準備」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは２～３種類用意する。

2．試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2 又は RL2）と同等以上の性能を有するものとする。

3．調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。

4．調査時の装備について、第三者に伝えるという点に関しては、例えば「点検」、「調査」、「巡視」などと表示された腕章を装着することや、名札を首から掛けることなどが考えられる。

（3）「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．採取した試料の採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）などに記載することになっている必要事項は、後からまとめて記載するのが効率的な調査方法である。

イ．目視調査に臨む基本姿勢として、事前調査の結果に基づく調査対象に則した動線計画は、動線を検討する時間を考慮しても、結果的には労力と時間の節約になる。

ウ．目視調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返えす必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛

したりしてはいけない。

エ．事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

（4）「目視調査の実施要領」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．令和３年４月以降において、事前調査で書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、目視調査は行わなくてもよい。

2．関係者へのヒアリングにおいて、建築当初の施工物とは異なるのではないか等の疑問を感じた場合には、所有者に対して当該建築物の改修履歴を確認する。

3．石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。

4．レベル３の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所への使用もあるが、むしろ、そうした法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）で使用されたものが多く見られる。

（5）「目視調査の実施要領」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。

2．試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、２～３ヶ月に１度程度は交換することが望ましい。

3．安全措置が確保できていないような箇所では、決して無理をしない。何よりも安全が第一であり、試料採取に危険を伴う場合は調査報告書に採取不能であった理由を記載すればよい。

4．目視調査まで行っても石綿の有無が不明な場合、分析を行わないで石綿含有と「みなす」ことも認められている。

（6）「目視調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．成形板の裏面調査において、不燃番号がNM-○○○○と表記されていれば、早くとも「平成10年以降」の製品である。

イ．調査において、同種の建材が繰り返し使われている場合は、同一建材とみなすことができる。

ウ．改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。

エ．建築物が増築されている場合、増築部分からのみの石綿含有が疑われる建材の

試料採取では、既存部分の材料とは異なっている可能性が高く、当該建築物の代表する試料ではないこともあるので留意する。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

（7）「目視調査の実施要領」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。

2．床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上げ材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。

3．住宅屋根用化粧スレートの一種であるリブ型スレートを葺いている場合、改修時には元の屋根材を除去せずに、その上に二重に屋根材を葺く場合があり、新たな屋根材は石綿無含有でも元の材料には石綿含有であることが多い。

4．工場や車庫などの壁材や天井材は、スレート波板を使用していることも多く、スレート波板は現在石綿を含んでいないものが製造されているため、部分的に改修・交換している場合もある。

（8）「試料採取」に関するア～エの記述のうち、正しいものの組み合わせを選びなさい。

ア．採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておくと、その後の調査が円滑に進められることも多い。

イ．採取しようとする材料に別の材料が接着している場合は、試料採取時に接着している材料を剥離しておく。

ウ．試料そのものに石綿が含まれているか否かが判明していない時点で、試料を採取するので、試料採取時には必ず保護具を着用すること。

エ．吹付材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いので、代表 1 か所を採取する。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

（9）「試料採取」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地の中間地点までの試料の採取を前提に行う。

2．主成分がバーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み 1 ㎜以下がほとんどのため、この場合は「10 センチメートル角程度」の試料採取を行う。

3．平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 ㎡未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の 3 箇所以上、1 箇所当たり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

4．採取後は飛散防止処理剤を散布して吹付け材を固化し、身体・床面その他周辺をHEPAフィルタ付き真空掃除機で清掃する。

(10)「試料採取」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
2．設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。
3．採取した仕上塗材には下地調整塗材やコンクリート等が付着している場合があるので、まず、目視で試料を確認し、コンクリートが付着していないことを確認する。
4．改修（再塗装）で、建築用仕上塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は仕上塗材のみの確認でもよい。

(11)「目視調査の記録方法」に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1．撮影に際しては、対象物は近接撮影（アップ）を行うが、特に広角撮影は行わなくてよい。
2．デジカメはメモ代わりにもなるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため１シーンを２枚ずつ同じ位置で連続して撮ることにも留意する。
3．石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という２局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
4．石綿含有建材調査者は、維持管理の注意事項を調査報告書に記載する際には、年に数回程度の入室者にも、あるいは将来の改修工事の作業者に対してであっても、粉じんばく露の可能性があることが伝わるようにする。

(12)「目視調査の記録方法」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと考え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
2．「やや劣化」とは、調査対象面積のうち、約30%程度の面積において表面などの劣化が進み、毛羽立ちなどが発生している状態を表す。
3．吹付け石綿の化粧仕上げの経年劣化による表面の毛羽立ちなどは、石綿含有吹付けロックウールと較べて相対的に少ないといえる。
4．解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿含有建材の有無と使用箇所を明確にする」ことが求められている。

(13)「建材の石綿分析」に関する１～４の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

1．石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の 0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。

2．石綿分析の流れは、建材中の石綿の含有の有無を調べるための定性分析を行い、定性分析で石綿が含有していると判定された場合は、含有率を調査するための定量分析を行う。

3．アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法２（X線回折分析法・位相差分散顕微鏡法）は、X線回折分析法による定量分析方法で石綿の質量を定量し、試料全体に対する石綿の質量百分率（%）を求める方法である。

4．定性分析方法２及び定量分析方法１は、建材製品中のアスベスト分析だけを対象としており、また、ILO 条約の精神を踏まえ石綿除去作業者等の安全衛生を考慮して作成した方法である。

(14)「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する１～４の記述のうち、正しいものの組合わせを選びなさい。

ア．分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性はないかを確認する。

イ．部屋別の目視調査個票と、部屋別の写真は別々に取りまとめる。

ウ．分析結果報告書を受領した場合、必要な書類（社判押印、分析者氏名、分析結果総括、試料別の結果、写真やチャート図その他）が揃っているかを確認する。

エ．石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「石綿含有の有無」を簡潔に説明すればよいので、「含有していた場合のリスク」及び「今後の維持管理の方法」についての説明は必要ない。

1．ア・ウ　　2．ア・エ　　3．ウ・エ　　4．イ・ウ

科　目　5　　建築物石綿含有建材調査報告書の作成

（1）「目視調査総括票の記入」に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1．所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。

2．所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、「竣工図・仕上表・矩計図」以外の図面の場合は、記入する必要はない。

3．今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋について記載し、調査できなかった部屋については誤解を招かないよう記載しない。

4．今回調査箇所欄における部位は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。

（2）「目視調査個票」の作成に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1．建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、未調査範囲として再調査することが出来ない。

2．調査者の不注意によって入室しなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。

3．　建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、建築物所有者の了解を得れば「石綿無し」として扱ってもよい。

4．調査者の不注意によって入室しなかった部屋と建築物所有者の都合などによって入室できなかった部屋は、目視していないという結果は同じであっても、石綿調査の意義としては同じではない。

（3）「調査報告書の作成」に関する１～４の記述のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

1．事業者の名称、住所及び電話番号

2．調査対象の建築物等の竣工日等

3．事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）

4．目視による確認が困難な材料の有無及び場所

（4）「所有者等への報告」に関する１～４の記述のうち、正しいものを選びなさい。

1．建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれるが、現地調査個票は省略することができる。

2．報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスク

コミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。

3．建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。

4．建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。